

# 瑞穂町行政評価委員会 第7回補助金等審査分科会 次第

日 時 平成26年2月10日（月）午後2時

場 所 庁舎3階委員会室

## 1 開会

## 2 議題

議題1 正副分科会長の選出

議題2 補助金等審査

(審査事項)

- 2.5 審査—1
- ・瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成【環境課】
  - ・瑞穂町障害者日中活動系サービス推進事業補助金【福祉課】
  - ・家族介護者支援介護タクシーサービス事業【高齢課】

(報告事項)

- 2.5 報告—1
- ・簡素な給付措置支援事業【福祉課】
  - ・非婚ひとり親、寡婦控除のみなし適用実施事業【福祉課、教育課】
  - ・瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金【都市計画課】
  - ・瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金【都市計画課】
  - ・瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金【都市計画課】

## 3 その他

## 瑞穂町行政評価委員会第7回補助金等審査分科会

## 審査及び報告事項一覧

## 1 審査及び報告事項（6件）

番号	担当課	補助金等名称	資料
25 審査-1	住民部 環境課	瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成	2
25 審査-2	福祉部 福祉課	瑞穂町障害者日中活動系サービス推進事業補助金	3
25 審査-3	福祉部 高齢課	家族介護者支援介護タクシーサービス事業	4
25 報告-1	福祉部 福祉課	簡素な給付措置支援事業	5
25 報告-2	福祉部 福祉課 教育部 教育課	非婚ひとり親、寡婦控除のみなし適用実施事業	6
25 報告-3	都市整備部 都市計画課	瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金 瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金 瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金	7

## 補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成
担当部署	住民部 環境課 環境係
担当者名	中垣富雄
補助対象	町内に住所を有する方で、自ら居住する住宅に新たに住宅用環境型配慮機器を購入し、設置した方、又は住宅用環境型配慮機器の設置された住宅を新たに購入した方
規程等	瑞穂町住宅関連助成金等交付要綱
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成事業について、対象機器の見直し（太陽熱温水器・蓄電池・燃料電池の追加及びガス発電給湯器の廃止）、及び補助額の見直し（太陽光発電システムの1KW4万円を2万円に、限度額を12万円から6万円に変更）をするものです。
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	本助成は、地球温暖化防止対策の一環として、住宅用環境配慮型機器を購入した方に対して、その経費の一部を助成することにより、住民の環境へ配慮する意識の高揚及び二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とし、平成22年度から実施しています。平成25年度に内容を一部見直し、住宅関連助成制度として継続しています。 制度の利用状況等から今後も必要性の高い事業であると判断できるため、さらに、内容を見直し、利便性の高い制度として継続をするものです。
補助金額（限度額）	今までと同様の機器は、①二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器（限度額4万円）、②潜熱回収型給湯器（限度額2万円）です。 補助金額を見直す（減額）機器は、③太陽光発電システム（限度額6万円（平成25年度12万円））です。 新規追加となる対象機器は、④太陽熱温水器（限度額3万円）、⑤燃料電池（限度額8万円）、⑥蓄電池（限度額6万円）です。 なお、ガス発電給湯器については、制度開始から現在まで申請がないため、補助対象から外します。
補助割合等	二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器（購入金額の10%）、潜熱回収型給湯器（購入金額の10%）、太陽光発電システム（2万円に当該補助対象機器の最大出力kw数を乗じて得た額）、太陽熱温水器（購入金額の5%）、燃料電池（購入金額の4%）及び蓄電池（購入金額の4%）となります。

## 変更の理由、機器の概要

### ① 太陽光発電システムの減額（限度額 12万円⇒6万円）

国等が進める本システムの導入促進という初期の目的は達成されたとして、東京都は、平成24年度をもって同機器の購入費助成を廃止しました。ただし、引き続きスマートエネルギー都市推進事業として、家庭や事業所のコージェネレーション、蓄電池等の効率化・最適化を推進する機器の導入促進のために、これらの機器と太陽光パネル同時購入の場合に限り、補助を実施しています（国の補助と連動。1kw当たり2万円増額）。また、近隣他市の状況も踏まえて減額をします。

### ② 太陽熱温水器の新規追加（限度額3万円）

太陽熱温水器とは、太陽熱集熱器と温水タンクから構成され、これら一体型の「自然循環式」と両機器が分かれている「強制循環式」があります（それぞれ補助額が異なります。）。太陽熱を利用した温水器システムで、1970代の石油ショック以降急速に普及しました。近年、東京都など自治体の補助制度が開始されたことにより再評価されています。近隣市の状況も踏まえ追加します。

### ③ 燃料電池の新規追加（限度額8万円）

愛称「エネファーム」。家庭用燃料電池コージェネレーションシステムのことで、都市ガス・LPガス・灯油などから燃料となる水素を取り出し、酸素と反応させ発電するシステムです。東京都のスマートエネルギー都市推進事業の中で、国の補助と連携して実施しています。発電時のエネルギー利用効率が高い等のメリットの反面、初期費用が高額です。近隣市の状況も踏まえ追加します。

### ④ 蓄電池の新規追加（限度額6万円）

家庭用蓄電池の3つの機能として、昼間に発電した電気を貯め夜に使用する。災害等により電力供給がストップしたときに自家発電分で貯めておいた電気を使用する。昼間発電して余った電気を電力会社に売電しながら、深夜電力を蓄電池に貯めて朝晩に使用する。という太陽光発電システムと一体とした効率的な使用ができます。東京都のスマートエネルギー都市推進事業との連携が可能です。

## 実施期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日

## その他

瑞穂町住宅関連助成金等交付要綱 新旧対照表

(旧) 別表第1 (第2条、第4条関係)				(新) 別表第1 (第2条、第4条関係)			
No.	分類	名称	会社名	No.	分類	名称	会社名
1	ベッド型	ウッド・ラック (WOOD-L UCK)	新光産業株式 会社	1	ベッド型	ウッド・ラック (WOOD-L UCK)	新光産業株式 会社
2		防災ベッドBB -002 介護ベッド用防 災フレーム	株式会社ニッ ケン鋼機	2		防災ベッド標準 型BB-002	株式会社ニッ ケン鋼機
3		安心ベッド枠A	フジワラ産業 株式会社	3		介護用防災フレ ーム(防災ベッド -介護用)	
4		安心ベッド枠B		4		安心防災ベッド 枠A	フジワラ産業 株式会社
5		耐圧ベッドルー ム型シェルター	株式会 社 エ ヌ・アイ・ピ	5		安心防災ベッド 枠B	
6	一部 屋型	耐震シェルター 「ハイルナー」	株式会 社 スリ ー・ユー	6	耐圧ベッドルー ム型シェルター	株式会 社 エ ヌ・アイ・ピー	
7		鋼耐震	東武ボウサイ 株式会社	7	耐震シェルター 「ハイルナー」	株式会 社 スリ ー・ユー	
8		木質耐震シェ ルター	株式会 社 一 条工務店	8	鋼耐震	東武ボウサイ 株式会社	
9		レスキュールー ム	有限会 社 ヤ マニヤマショウ	9	家内安全建築内 部設置型防災器 具木質耐震シェ ルター	株式会 社 一 条工務店	
				10	一部 屋型	レスキュールー ム	有限会 社 ヤ マニヤマショウ
				11		木造軸組耐震シ ェルター“剛建”	有限会 社 宮 田鉄工
				12		シェル太くん	株式会 社 ヤ マヒサ
				13		シェルキューブ	株式会 社 デ リス建築研究所
				14		耐震シェルター 「安全ボックス (登録商標:登録 第553405 5号)」	株式会 社 ア ップルホーム

## 補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町障害者日中活動系サービス推進事業補助金
担当部署	福祉部 福祉課 障がい係
担当者名	関谷
補助対象	法人が町の区域内に設置し、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援のいずれか一つ又は複数を行う事業所に対する補助
規程等	障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 瑞穂町補助金等交付規則
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	「福祉保健区市町村包括補助事業」の一つとして、区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する障害者に対する福祉サービスの充実に資する事業を支援することにより、東京都における福祉保健施策総体の向上を図ることを目的とする補助事業。
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	障害福祉サービスを実施するために、法人が町の区域内に設置する指定障害福祉サービス事業所の運営に要する費用の一部を予算の範囲内で補助し、サービス利用者の福祉の向上を図るため。
補助金額	東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金 障害者日中活動系サービス推進事業（障害者就労継続支援事業A型） 障害者等雇用加算 1事業所当たり （総雇用時間数 2,400時間以上の場合）1,887,000円／事業所
補助割合	町からの支出に対し、東京都包括補助 10／10
実施期間	平成26年4月1日施行
その他	

## 補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	家族介護者支援介護タクシーサービス事業
担当部署	福祉部 高齢課 高齢係
担当者名	並木 照子
補助対象	<p>介護保険法の規定による要介護及び要支援認定の結果、「要介護4」以上と認定された65歳以上の在宅高齢者が、主に病院等に通院する際、町で契約をした介護タクシー等事業者を利用する場合、タクシー代の一部を補助します。</p>
規程等	家族介護者支援介護タクシーサービス事業要綱（予定）
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>家族介護者の負担軽減策として、在宅で介護されている65歳以上要介護4以上の寝たきり高齢者が、車いすやストレッチャーを装備した介護タクシー等で主に病院等に通院する場合、月3,000円を限度に補助します。</p> <p>対象者の判定は、担当ケアマネージャーまたは包括支援センター職員等が、要介護4以上の方で病院等に通院するために介護タクシー等が必要と認定した人となります。介護タクシー等事業者と町で委託契約を結び、利用者は直接介護タクシー等事業者に連絡し利用します。</p>
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>多くの住民が、住み慣れた環境での介護を望んでいることから、できる限り住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を実現できるまちづくりを目指しています。</p> <p>65歳以上要介護4以上の寝たきりの高齢者が、病院等に通院するためには車いすやストレッチャーなどの装備をした車両が必要となります。ただし、個々の車に装備するには費用もかかるため、介護タクシー等を利用するケースが見受けられます。</p> <p>また、通院には介護している家族の負担が多くなるため、家族介護者の負担軽減となるようタクシー代の一部を補助するものです。</p>
補助金額	<p>（一人当たり）月3,000円×12月＝年間36,000円 予算 36,000円×20人×事務手数料5％＝756,000円</p>
補助割合	一部補助とします。
実施期間	平成26年4月1日～
その他	障がい者については、引き続き検討事項とします。

## 簡素な給付措置支給業務(平成26年度)

部(局)・課	事業名	内容
福祉課	臨時福祉給付金 <b>【新規】</b>	事業概要 平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げることに伴い、所得の低い方々への負担の影響を鑑み、臨時福祉給付金を支給する。  ①対象者 平成26年度の市町村民税(均等割)が課税されていない者 ②給付金額 一人1万円 ③加算措置 老齢基礎年金・障害基礎年金、児童扶養手当等受給者については、一人5千円加算 ④対象者数 約5千人(加算措置2,500人) ⑤補助割合 実施にかかる事務費も含め、全額国庫負担
福祉課	子育て世帯臨時特例給付金 <b>【新規】</b>	事業概要 消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として支給する。  ①対象者 平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの。(臨時福祉給付金対象者、生活保護の被保護者を除く) ②給付金額 一人1万円 ③対象者数 約4千人 ④補助割合 実施にかかる事務費も含め、全額国庫負担



## 非婚ひとり親、寡婦控除のみなし適用実施事業

## 事業概要

寡婦控除とは、夫（妻）と離婚または死別し、扶養親族がいる人などが受けられる所得税法上の優遇措置であり、収入や扶養親族の有無によって所得から寡婦控除額が控除される。

しかし、婚姻によらない（非婚）ひとり親には適用されない。

平成26年4月からの消費税引き上げに伴い、非婚ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、税法上の寡婦控除を非婚にも適用したとみなして、保育料、学童保育クラブ育成料、乳幼児ショートステイ利用料、認可外保育所利用者補助金、幼稚園就園奨励費補助金、幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の6事業の算定に適用する。

適用事業	内 容
保育料	所得税額による保育料算定のため、控除適用により保育料が安くなる場合あり
学童保育クラブ育成料	生活保護を含む前年度分の区市町村税が非課税の場合は、月額4,000円の育成料が全額免除
乳幼児ショートステイ利用料	<p>事業内容</p> <p>保護者の仕事、冠婚葬祭、病気、育児疲れ等の理由により、小学校就学前の乳幼児の養育が困難になった場合、契約している保育施設で一時的に預かる事業。(宿泊可)</p> <p>1人あたりの日額利用料</p> <p>11時間未満 3,000円</p> <p>11時間以上(宿泊)4,000円</p> <p>生活保護を含む前年度分の区市町村民税が非課税の場合は、日額利用料2,000円の減額</p>
認可外保育所利用者補助金	認可外保育所の保育料と、認可保育所を利用した場合の保育料との差額を補助。所得税額による保育料算定のため、控除適用により補助金額が増額される場合あり。
幼稚園就園奨励費補助金	別紙のとおり
幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	別紙のとおり

## 補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	寡婦控除みなし適用																				
担当部署	教育部 教育課 学務係																				
担当者名	安藤尚子																				
補助対象	子が私立幼稚園に通っている保護者で、婚姻によらない（未婚）ひとり親であるため、税の寡婦（夫）控除が適用されない者																				
規程等	瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱																				
補助金額	<p>【モデルケース】</p> <table> <tr> <td>家族構成</td> <td>母・子1人（3歳）</td> </tr> <tr> <td>母親年収</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td>寡婦（夫）控除適用なし（現行）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>就園奨励費 115,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保護者負担軽減 96,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計（年額） 211,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>寡婦（夫）控除適用後</td> </tr> <tr> <td></td> <td>就園奨励費 199,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保護者負担軽減 116,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計（年額） 315,600円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><math>315,600円 - 211,200円 = \underline{104,400円}</math></p> <p>24年度、25年度において対象と思われる者はいないが、上記モデルケースが1人いたと仮定すると、影響額104,400円</p>	家族構成	母・子1人（3歳）	母親年収	200万円	補助金額	寡婦（夫）控除適用なし（現行）		就園奨励費 115,200円		保護者負担軽減 96,000円		合計（年額） 211,200円		寡婦（夫）控除適用後		就園奨励費 199,200円		保護者負担軽減 116,400円		合計（年額） 315,600円
家族構成	母・子1人（3歳）																				
母親年収	200万円																				
補助金額	寡婦（夫）控除適用なし（現行）																				
	就園奨励費 115,200円																				
	保護者負担軽減 96,000円																				
	合計（年額） 211,200円																				
	寡婦（夫）控除適用後																				
	就園奨励費 199,200円																				
	保護者負担軽減 116,400円																				
	合計（年額） 315,600円																				
補助割合																					
実施期間	平成26年4月より																				
その他																					

## 補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金
担当部署	都市整備部都市計画課計画係
担当者名	村下
補助対象	<p>①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物</p> <p>②昭和56年5月以前に建築された建築物</p> <p>③道路幅員の概ね1/2以上の高さの建築物</p> <p>※上記すべてに該当するもの</p>
規約等	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>特定緊急輸送道路に指定された道路（国道16号、新青梅街道、都道166号線、青梅街道の一部）に接する敷地の建築物のうち、一定要件に該当する建築物に対し、耐震診断、補強設計、耐震改修の義務又は努力義務を課し、その実施に対し一定の補助金を交付するもの。</p>
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>震災時において避難、救急消火活動、緊急支援物資の輸送等を支える特定緊急輸送道路が、建築物の倒壊により閉塞されることを防止するため、沿道建築物の耐震化を推進し、震災から都民の生命と財産を保護すると共に首都機能を確保するため。</p>
補助金額（補助対象金額）	<p>耐震診断 実際耐震診断に要する費用又は助成対象基準額 （延べ面積×助成基準単価）のうち低い額</p> <p>補助対象費用の限度額【現行】</p> <p>延べ面積1,000㎡以下の部分・・・2,000円/㎡</p> <p>延べ面積1,000㎡を超え</p> <p>2,000㎡以下の部分・・・1,500円/㎡</p> <p>延べ面積2,000㎡を超える部分・・・1,000円/㎡</p> <p>補助対象費用の限度額【変更後】</p> <p>延べ面積1,000㎡以下の部分・・・2,060円/㎡</p> <p>延べ面積1,000㎡を超え</p> <p>2,000㎡以下の部分・・・1,540円/㎡</p> <p>延べ面積2,000㎡を超える部分・・・1,030円/㎡</p>

**補助割合**

耐震診断 原則的に 10 / 10 (延べ面積及び建築物の種類によって変化あり)  
[国 1 / 3 都 2 / 3] 【現行】  
[国 1 / 2 都 1 / 2] 【変更後】

**実施期間**

耐震診断 平成 24 年度から 25 年度まで 【現行】  
平成 24 年度から 26 年度まで 【変更後】

**その他**

## 補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金
担当部署	都市整備部都市計画課計画係
担当者名	村下
補助対象	<p>①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物</p> <p>②昭和56年5月以前に建築された建築物</p> <p>③道路幅員の概ね1/2以上の高さの建築物</p> <p>※上記すべてに該当するもの</p>
規約等	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>特定緊急輸送道路に指定された道路（国道16号、新青梅街道、都道166号線、青梅街道の一部）に接する敷地の建築物のうち、一定要件に該当する建築物に対し、耐震診断、補強設計、耐震改修の義務又は努力義務を課し、その実施に対し一定の補助金を交付するもの。</p>
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>震災時において避難、救急消火活動、緊急支援物資の輸送等を支える特定緊急輸送道路が、建築物の倒壊により閉塞されることを防止するため、沿道建築物の耐震化を推進し、震災から都民の生命と財産を保護すると共に首都機能を確保するため。</p>
補助金額（補助対象金額）	<p>補強設計 実際に補強設計に要する費用又は助成対象基準額 （延べ面積×助成基準単価）のうち低い額</p> <p>補助対象費用の限度額【現行】</p> <p>延べ面積1,000㎡以下の部分・・・2,000円/㎡</p> <p>延べ面積1,000㎡を超え 2,000㎡以下の部分・・・1,500円/㎡</p> <p>延べ面積2,000㎡を超える部分・・・1,000円/㎡</p> <p>補助対象費用の限度額【変更後】</p> <p>延べ面積1,000㎡以下の部分・・・2,060円/㎡</p> <p>延べ面積1,000㎡を超え 2,000㎡以下の部分・・・1,540円/㎡</p> <p>延べ面積2,000㎡を超える部分・・・1,030円/㎡</p>
補助割合	<p>補強設計 1/3 [国1/6・都1/6] 【現行】</p> <p>5/12 [国3/12・都2/12] 【変更後】</p>

**実施期間**

補強設計 平成24年度から26年度まで

**その他**

## 補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金
担当部署	都市整備部都市計画課計画係
担当者名	村下
補助対象	<p>①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物</p> <p>②昭和56年5月以前に建築された建築物</p> <p>③道路幅員の概ね1/2以上の高さの建築物</p> <p>※上記すべてに該当するもの</p>
規約等	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>特定緊急輸送道路に指定された道路（国道16号、新青梅街道、都道166号線、青梅街道の一部）に接する敷地の建築物のうち、一定要件に該当する建築物に対し、耐震診断、補強設計、耐震改修の義務又は努力義務を課し、その実施に対し一定の補助金を交付するもの。</p>
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>震災時において避難、救急消火活動、緊急支援物資の輸送等を支える特定緊急輸送道路が、建築物の倒壊により閉塞されることを防止するため、沿道建築物の耐震化を推進し、震災から都民の生命と財産を保護すると共に首都機能を確保するため。</p>
補助金額（補助対象金額）	<p>耐震改修 実際に耐震改修工事に要する費用又は助成対象基準額（延べ面積×助成基準単価）のうち低い額</p> <p>限度額【現行】</p> <p>47,300円/㎡以内（473,000,000円/棟以内）。ただし、免震工法等を含む特殊な工法の場合は80,000円/㎡以内、住宅（マンションを除く。）の場合は32,600円/㎡以内とする。</p> <p>限度額【変更後】</p> <p>48,700円/㎡以内（487,000,000円/棟以内）。ただし、免震工法等を含む特殊な工法の場合は82,300円/㎡以内、住宅（マンションを除く。）の場合は33,500円/㎡以内とする。</p>

**補助割合**

耐震改修 5,000 m<sup>2</sup>以下 1 / 3 [国 1 / 6・都 1 / 6] 【現行】  
1 1 / 3 0 [国 6 / 3 0・都 5 / 3 0] 【変更後】  
5,000 m<sup>2</sup>超 1 / 6 [国 1 / 1 2・都 1 / 1 2] 【現行】  
1 1 / 6 0 [国 6 / 6 0・都 5 / 6 0] 【変更後】

**実施期間**

耐震改修 平成 2 4 年度から 2 7 年度まで

**その他**